

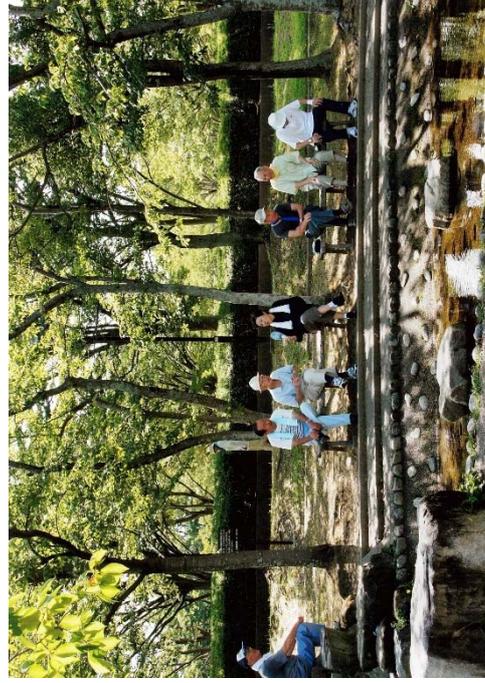
地方分権：関係省庁ヒアリング資料

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課

平成27年8月6日

都市公園について(都市公園の基本的性格)

○都市公園は、都市住民の憩いの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、人々のレクリエーションの空間など**多様な機能を有する都市の根幹的な施設**



都市住民の憩いの空間



都市環境の改善



都市の防災性の向上



人々のレクリエーションの空間

○都市公園設置の基本的目的からは、都市公園内には一般の人が自由に休息、散歩等の利用ができるオープンスペースを確保する必要があること等から、運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十を超えてはならないこととしている。

(「都市公園法解説(改訂新版)」より)

運動施設は、主たる利用者が競技者であり、都市公園の過半を占める運動施設の設置によって、

- ・都市住民の憩いの空間
 - ・人々のレクリエーションの空間
 - ・都市環境の改善
- 等の機能が失われることが懸念される。

運動施設の面積基準(敷地面積の百分の五十)を超える場合は、都市公園の基本的性格が変わってしまうため、都市公園とは見なされ得ないと考えられる。

そのため、運動施設の面積基準を参酌基準化することは困難と考えられる。

運動施設の面積基準を超える場合は、都市公園ではなく、運動場として整備することが適当と考えられる。